

熊本市公報

第1467号

発行所 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 毎月末日

目次

条例

○熊本市個人情報の保護に関する法律施行条例（第60号）	790
○熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例（第61号）	793
○個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（第62号）	798
○熊本市消防事務に関する手数料条例の一部を改正する条例（第63号）	806
○熊本市立高等学校条例の一部を改正する条例（第64号）	810
○熊本市老人憩の家条例の一部を改正する条例（第65号）	811
○熊本市国民健康保険条例の一部を改正する条例（第66号）	812
○熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例（第67号）	813
○熊本市屋外広告物条例の一部を改正する条例（第68号）	814
○熊本市軌道条例の一部を改正する条例（第69号）	815
○熊本市職員定数条例の一部を改正する条例（第70号）	817
○熊本市事務分掌条例の一部を改正する条例（第71号）	819
○熊本市長等の給料の特例に関する条例（第72号）	820
○熊本市議会の個人情報の保護に関する条例（第73号）	821

規則

○熊本市営駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（第59号）	845
○熊本市公共交通協議会規則の一部を改正する規則（第60号）	846
○熊本市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（第61号）	847
○熊本市市民栄誉賞表彰規則（第1号）	849

条 例

条例第60号

令和4年12月20日

熊本市個人情報の保護に関する法律施行条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料等)

第3条 法第89条第2項に規定する手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により保有個人情報の開示（閲覧の方法によるものを除く。）を受ける者は、当該開示に要する費用を負担しなければならない。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。

ただし、次に掲げる日数は、当該期間に算入しない。

(1) 熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条第1項に規定する市の休日の日数

(2) 法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数

2 前項の規定にかかわらず、市の機関（議会を除く。以下同じ。）は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、当該延長する30日以内の期間については、

同項第1号の日数はこれに算入し、同項第2号の日数はこれに算入しない。

- 3 前項の規定により第1項に規定する期間を延長した市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、前条第2項の規定により延長することができる期間の末日までにその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同条の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該末日までに開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行えば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第6条 法第119条第3項に規定する手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
- (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第4項に規定する手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
- (2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

(審議会への諮問)

第7条 市の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める

ときは、熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成15年条例第11号）第3条の熊本市情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

- (1) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (2) 前号の場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
(運用状況の公表)

第8条 市長は、毎年度1回、市の機関における法の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

条例第61号

令和4年12月20日

熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例

熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成15年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、熊本市情報公開・個人情報保護審議会の設置及び組織並びに調査審議等の手続等について定めるものとする。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 諮問庁 次条第1号から第4号までに規定する諮問をした市の機関をいう。
- (2) 文書等 熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2号の文書等で、情報公開条例第12条第1項の開示等の決定に係るものをいう。
- (3) 保有個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第78条第1項第4号に規定する開示決定等、第94条第1項に規定する訂正決定等若しくは第102条第1項に規定する利用停止決定等に係る個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報又は熊本市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第73号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第20条第5号アに規定する開示決定等、第35条第1項に規定する訂正決定等若しくは第42条第1項に規定する利用停止決定等に係る議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。

第3条を次のように改める。

(設置)

第3条 次に掲げる事務を行うため、市に、熊本市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- (1) 情報公開条例第18条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (3) 議会個人情報保護条例第45条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (4) 熊本市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第60号)第7条又は議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- (5) 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定による意見聴取に応じ調査審議すること。
- (6) 情報公開制度又は個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、市の機関に建議すること。

第4条第2項中「制度」を「情報公開制度及び個人情報保護制度」に改め、同条第6項を削る。

第7条第1項中「第3条第3項に規定する」を「第3条第5号に掲げる」に改める。

第8条の見出しを「(情報公開条例に基づく開示等の決定等に関する審査請求に係る調査権限)」に改め、同条第1項中「審議会は、」の次に「第3条第1号に規定する審査請求についての審議のために」を加え、「又は個人情報」を削り、同条第3項中「審議会は、」の次に「第1項に規定する審議のために」を加え、「又は個人情報に含まれている情報」を削り、同条第4項中「審議会は、」の次に「第3条第1号に規定する」を加え、「又は鑑定」を「、又は鑑定」に改める。

第9条第1項中「、審査請求人等」の次に「(第3条第1号に規定する審査請求に係る事件に関するものに限る。以下第12条までにおいて同じ。)」を加える。

第11条中「審議会は、」の次に「第3条第1号に規定する審査請求についての審議のために」を加え、「若しくは個人情報」を削る。

第13条中「審議会の」を「第3条第1号に規定する審査請求について審議会が」に改める。

第14条中「審議会は、」の次に「第3条第1号に規定する」を加える。

第17条を第22条とし、第16条を第21条とし、第15条を第20条とし、第14条の次に次の5条を加える。

(個人情報保護法に基づく開示決定等に関する審査請求に係る調査審議の手續)

第15条 行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第5章第1節第2款に定めるもののほか、第3条第2号に規定する審査請求についての調査審議の手續については、第8条(第4項を除く。)、第11条、第12条第1項及び第3項並びに第13条の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第8条第1項	文書等	保有個人情報
第8条第3項	文書等に記録されている情報	保有個人情報に含まれている情報
第11条	文書等を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第9条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。	保有個人情報を閲覧させることができる。
第12条第1項	第8条第3項若しくは第4項又は第10条の規定による意見書又は資料	第8条第3項に規定する資料又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料(以下単に「資

第12条第3項		料」という。)
	当該意見書又は資料	当該資料
	この項及び次項	この項
	送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようと	送付をしようと
	送付又は閲覧	送付
	意見書又は資料	資料

(議会個人情報保護条例に基づく開示決定等に関する審査請求に係る調査審議の手続等)

第16条 第3条第3号に規定する審査請求についての調査審議の手続等については、第8条から第14条までの規定を準用する。この場合において、第8条第1項及び第11条の規定中「文書等」とあるのは「保有個人情報」と、第8条第3項の規定中「文書等に記録されている情報」とあるのは「保有個人情報に含まれている情報」と読み替えるものとする。

(個人情報の適正な取扱いに関する諮問に係る調査審議の手続等)

第17条 第3条第4号に規定する諮問についての調査審議の手続等については、第13条及び第14条の規定を準用する。この場合において、第13条の規定中「公開しない。」とあるのは「公開しない。ただし、審議会が必要があると認めるときは、この限りでない。」と、第14条の規定中「答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の」とあるのは「答申の」と読み替えるものとする。

(特定個人情報保護評価に関する意見聴取に係る調査審議の手続等)

第18条 第3条第5号に規定する意見聴取についての調査審議の手続については、第13条の規定を準用する。

2 審議会は、第3条第5号に規定する意見聴取への回答をしたときは、その内容を公表するものとする。

(情報公開制度又は個人情報保護制度に関する建議に係る調査審議の手続等)

第19条 第3条第6号に規定する建議についての調査審議の手続については、第13条の規定を準用する。この場合において、第13条の規定中「公開しない。」とあるのは、「公開しない。ただし、審議会が必要があると認めるときは、この限りでない。」と読み替えるものとする。

- 2 審議会は、第3条第6号に規定する建議をしたときは、その内容を公表するものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にされた個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年条例第62号）第1条の規定による廃止前の熊本市個人情報保護条例（平成13年条例第43号）の規定による開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に係る熊本市情報公開・個人情報保護審議会の調査審議等については、なお従前の例による。

条例第62号

令和4年12月20日

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(熊本市個人情報保護条例の廃止)

第1条 熊本市個人情報保護条例(平成13年条例第43号)は、廃止する。

(熊本市情報公開条例の一部改正)

第2条 熊本市情報公開条例(平成10年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「記録をいう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第6条に次の1項を加える。

3 開示請求に係る文書等に次条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2号において同じ。)の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

第7条第1号中「開示する」を「公にする」に改め、同条第2号を次のとおり改める。

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識

別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

第7条第5号を削り、同条第4号中「開示する」を「公にする」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「及び地方公共団体」を「、地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同号ただし書中「当該法人等又は当該個人の事業活動によって生ずる人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活への侵害から保護するため、開示することがより必要であると認められるもの」を「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に改め、同号ア中「開示する」を「公にする」に、「競争上の地位、財産権」を「権利、競争上の地位」に改め、同号イ中「実施機関からの」を「実施機関の」に、「約束の下に、任意に提供されたもので」を「条件で任意に提供されたものであって」に、「常例」を「通例」に、「約束の締結が状況に」を「条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

第7条第6号及び第7号を次のように改める。

(6) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第8条中「不開示情報」の次に「（前条第3号に掲げる情報を除く。）」を加える。

第15条第2項中「第7条第2号オ、同条第3号ただし書」を「第7条第2号イ、同条第4号ただし書」に改める。

(熊本市オンブズマン条例の一部改正)

第3条 熊本市オンブズマン条例(平成23年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「当たっては、」の次に「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び」を加え、「及び熊本市個人情報保護条例(平成13年条例第43号)」を削る。

(熊本市行政不服審査法等に基づく手数料に関する条例の一部改正)

第4条 熊本市行政不服審査法等に基づく手数料に関する条例(平成28年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「に規定する」を「又は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第106条第1項の規定により審理員が指名されない」に改め、「第38条第1項」の次に「(法第9条第3項又は個人情報の保護に関する法律第106条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)」を加える。

第4条中「(法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削る。

第5条第1項中「に規定する」を「又は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第106条第1項の規定により審理員が指名されない」に改め、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の7第1項の規定により共同して設置する」を削る。

第6条の表第3条第1項の項中欄中「に規定する」を「又は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第106条第1項の規定により審理員が指名されない」に改め、「第38条第1項」の次に「(法第9条第3項又は個人情報の保護に関する法律第106条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)」を加え、同表第4条の項中「(法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削る。

第7条の表第3条第1項の項中欄中「に規定する」を「又は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第106条第1項の規定により審理員が指名

されない」に改め、「第38条第1項」の次に「(法第9条第3項又は個人情報の保護に関する法律第106条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)」を加え、同表第4条の項中「(法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削る。

(熊本市実費弁償条例の一部改正)

第5条 熊本市実費弁償条例(平成28年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「に規定する」を「又は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第106条第1項の規定により審理員が指名されない」に改め、同条第9号中「地方自治法第252条の7第1項の規定により共同して設置する」を削り、同条第10号中「第8条第4項」の次に「(同条例第16条の規定により準用する場合を含む。)」を加える。

(熊本市公文書管理条例の一部改正)

第6条 熊本市公文書管理条例(令和2年条例第60号)の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「熊本市個人情報保護条例(平成13年条例第43号)第2条第1号」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項」に改める。

第16条第1項第1号ウ中「第7条第3号」を「第7条第4号」に改め、同号エ中「第7条第4号」を「第7条第5号」に改め、同号オ中「第7条第6号に掲げる情報(争訟、交渉、契約、調査、研究及び人事管理に関する情報を除く。)」を「第7条第7号に掲げる情報(同号ア又はオに掲げるおそれがあるものに限る。)」に改める。

第21条第2項中「第7条第2号オ」を「第7条第2号イ」に、「同条第3号ただし書」を「同条第4号ただし書」に改める。

(熊本市立図書館設置条例等の一部改正)

第7条 次に掲げる条例の規定中「熊本市個人情報保護条例(平成13年条例第43号)第12条の2」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項において準用する同条第1項及び同法第67条」に改める。

(1) 熊本市立図書館設置条例(昭和28年条例第62号)第17条

- (2) 熊本市墓地条例（昭和39年条例第34号）第23条
- (3) 熊本市民会館条例（昭和42年条例第33号）第28条
- (4) 熊本市公民館条例（昭和43年条例第16号）第16条
- (5) 熊本市職業訓練施設条例（昭和45年条例第26号）第18条
- (6) 熊本市営駐車場条例（昭和46年条例第57号）第19条
- (7) 熊本市老人福祉センター条例（昭和48年条例第38号）第16条
- (8) 熊本市老人憩の家条例（昭和48年条例第39号）第15条
- (9) 熊本市都市公園条例（昭和52年条例第32号）第30条
- (10) 熊本市共同利用施設条例（昭和54年条例第20号）第15条
- (11) 熊本市余熱利用施設条例（昭和55年条例第13号）第19条
- (12) 熊本市納骨堂条例（昭和56年条例第16号）第18条
- (13) 熊本市体育施設条例（昭和60年条例第12号）第18条
- (14) 熊本市自転車駐車場条例（昭和60年条例第29号）第22条
- (15) 熊本市総合体育館・青年会館条例（昭和61年条例第10号）第19条
- (16) 熊本市森林学習館条例（昭和62年条例第16号）第16条
- (17) 熊本市流通情報会館条例（昭和63年条例第39号）第24条
- (18) 熊本市男女共同参画センターはあもにい条例（平成元年条例第48号）第24条
- (19) 熊本市水の科学館条例（平成2年条例第45号）第14条
- (20) 熊本市くまもと工芸会館条例（平成3年条例第35号）第24条
- (21) 熊本市地域コミュニティセンター条例（平成4年条例第38号）第12条
- (22) 熊本市在宅福祉センター条例（平成4年条例第55号）第18条
- (23) 熊本市障害者福祉センター希望荘条例（平成4年条例第58号）第16条
- (24) 熊本市辛島公園地下通路設置条例（平成5年条例第37号）第12条
- (25) 熊本市記念館条例（平成5年条例第46号）第13条
- (26) 熊本市国際交流会館条例（平成6年条例第1号）第23条
- (27) 熊本市子ども文化会館条例（平成6年条例第43号）第26条
- (28) 熊本市健軍文化ホール条例（平成7年条例第27号）第24条
- (29) 熊本市食品交流会館条例（平成9年条例第43号）第23条
- (30) 熊本市営住宅条例（平成9年条例第45号）第66条

- (31) 熊本市総合屋内プール条例（平成10年条例第2号）第22条
- (32) 熊本市火葬場条例（平成10年条例第56号）第23条
- (33) 熊本市高齢者技能習得センター条例（平成12年条例第11号）第13条
- (34) 熊本市介護予防支援事業推進のための施設に関する条例（平成13年条例第21号）第21条
- (35) 熊本市現代美術館条例（平成13年条例第51号）第26条
- (36) 熊本市九州自然歩道利用拠点施設条例（平成13年条例第52号）第15条
- (37) 熊本市夢もやい館条例（平成14年条例第50号）第24条
- (38) 熊本市勤労者福祉センター条例（平成15年条例第27号）第24条
- (39) 熊本市祖崇廟納骨堂条例（平成20年条例第39号）第21条
- (40) 熊本市植木健康福祉センター条例（平成22年条例第46号）第17条
- (41) くまもと森都心プラザ条例（平成22年条例第120号）第25条
- (42) 熊本市児童館条例（平成23年条例第80号）第16条
- (43) 熊本市ふれあい広場条例（平成24年条例第124号）第22条
- (44) 熊本市物産館条例（平成25年条例第77号）第22条
- (45) 熊本市東部堆肥センター条例（平成29年条例第41号）第18条
- (46) 熊本城ホール条例（平成29年条例第50号）第24条
- (47) 熊本市川尻公会堂条例（平成30年条例第18号）第23条
- (48) くまもと街なか広場条例（令和3年条例第25号）第23条
- (49) 熊本市立野外教育施設条例の一部を改正する条例（令和4年条例第9号）中第9条を第17条とし、第8条の次に8条を加える改正規定

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 次に掲げる者に係る第1条の規定による廃止前の熊本市個人情報保護条例（以下「旧個人情報保護条例」という。）第3条第2項、第12条第4項及び第12条の2第4項の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知ら

せ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後も、なお従前の例による。

- (1) 施行日に現に旧個人情報保護条例第2条第2号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者のうち、施行日前において旧個人情報の取扱いに従事していたもの
 - (2) 施行日前において、旧実施機関から委託を受けた旧個人情報を取り扱う事務（当該事務の委託を受けたものから再委託を受けた旧個人情報を取り扱う事務を含む。）に従事していた者又は公の施設の管理に係る旧個人情報を取り扱う事務に従事していた者（前号に該当する者を除く。）
- 3 施行日前に旧個人情報保護条例第13条、第21条又は第24条の規定による請求がされた場合における、これらの請求に係る決定及び当該決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求については、なお従前の例による。
- 4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された、行政文書（旧個人情報保護条例第2条第4号の行政文書をいう。以下同じ。）又は指定管理者等文書（旧個人情報保護条例第37条第2項の指定管理者等文書をいう。以下同じ。）に記録された旧個人情報を含む情報の集合物であって一定の事務の目的を達成するために特定の行政文書又は指定管理者等文書に記録された旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（施行日前において旧実施機関が保有していたものに限る。）（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に外部提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- (1) 施行日に現に旧実施機関の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者
 - (2) 附則第2項第2号に掲げる者
- 5 附則第2項各号に掲げる者が、施行日前にその業務に関して知り得た旧個人情報（行政文書又は指定管理者等文書に記録されたものに限る。）を、施行日以後に、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で外部提供をし、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 6 施行日前にした行為に対する旧個人情報保護条例に規定する罰則の適用については、なお従前の例による。

条例第63号

令和4年12月20日

熊本市消防事務に関する手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市消防事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

熊本市消防事務に関する手数料条例（平成12年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (5) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号) 関係の手数料 別表第5

別表第4の5の項中「(昭和42年法律第149号)」を削り、同表の次に次の1表を加える。

別表第5（第2条関係）

手数料を徴収する事項	手数料の額 (1件につき)
1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）第3条第1項の規定に基づく液化石油ガス販売事業に係る登録	31,000円
2 液化石油ガス法第3条の2第3項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧 (1) 液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付 (2) 液化石油ガス販売事業者登録簿の閲覧	1通につき630円 1回につき460円
3 液化石油ガス法第29条第1項及び第32条第1項の規定に基づく保安機関の認定又は液化石油ガス法第	

<p>33条第1項の規定に基づく保安機関の保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可</p> <p>(1) 液化石油ガス法第29条第1項の規定に基づく保安機関の認定</p> <p>(2) 液化石油ガス法第32条第1項の規定に基づく保安機関の認定の更新</p> <p>(3) 液化石油ガス法第33条第1項の規定に基づく保安機関の保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可</p>	<p>34,000円と6,900円に新たに行う保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額</p> <p>14,000円と6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額</p> <p>20,000円と6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額</p>
<p>4 液化石油ガス法第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定</p> <p>(1) 当該認定の申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸未満の場合</p> <p>(2) 当該認定の申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸以上10,000戸未満の場合</p> <p>(3) 当該認定の申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が10,000戸以上の場合</p>	<p>55,000円</p> <p>80,000円</p> <p>98,000円</p>
<p>5 液化石油ガス法第36条第1項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可</p>	<p>21,000円に貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額</p>
<p>6 液化石油ガス法第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給</p>	<p>15,000円に変更に係る貯蔵施設又</p>

設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可	は特定供給設備の数を乗じて得た額
<p>7 液化石油ガス法第37条の3第1項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査</p> <p>(1) 液化石油ガス法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査</p> <p>(2) 液化石油ガス法第37条の2第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査</p>	<p>31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備(高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設(以下この項において「完成検査合格施設」という。)であるものを除く。)の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額</p> <p>24,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備(完成検査合格施設であるものを除く。)の数</p>

	を乗じて得た額と 5,800円に完成 検査合格施設である 変更に係る貯蔵施設 又は特定供給設備の 数を乗じて得た額と の合計額
8 液化石油ガス法第37条の4第1項の規定に基づく 充てん設備による液化石油ガスの充てんの許可	28,000円に充 てん設備の数を乗じ て得た額
9 液化石油ガス法第37条の4第3項において準用す る液化石油ガス法第37条の2第1項の規定に基づく 充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可	17,000円に変 更に係る充てん設備 の数を乗じて得た額
10 液化石油ガス法第37条の4第4項において準用 する液化石油ガス法第37条の3第1項の規定に基づ く充てん設備の完成検査 (1) 液化石油ガス法第37条の4第1項の許可に係る 充てん設備の完成検査 (2) 液化石油ガス法第37条の4第3項において準用 する液化石油ガス法第37条の2第1項の許可に係 る充てん設備の完成検査	36,000円に充 てん設備の数を乗じ て得た額 27,000円に変 更に係る充てん設備 の数を乗じて得た額
11 液化石油ガス法第37条の6第1項の規定に基づ く充てん設備の保安検査	27,000円に検 査に係る充てん設備 の数を乗じて得た額

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

条例第64号

令和4年12月20日

熊本市立高等学校条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市立高等学校条例の一部を改正する条例

熊本市立高等学校条例（昭和39年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「入学を許可された」を「入学する」に改め、「入学と同時に」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 高等学校の入学料を徴収する時期は、それぞれ市長が定める。

附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。

条 例 第 6 5 号

令和 4 年 1 2 月 2 0 日

熊本市老人憩の家条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市老人憩の家条例の一部を改正する条例

熊本市老人憩の家条例（昭和 4 8 年条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中 5 7 の項を削り、5 8 の項を 5 7 の項とし、5 9 の項から 1 2 8 の項
までを 1 項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 第 6 6 号

令和 4 年 1 2 月 2 0 日

熊本市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市国民健康保険条例の一部を改正する条例

熊本市国民健康保険条例（昭和 5 0 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 8 条の 2 第 2 項中「に規定する雇用保険受給資格者証」を「の雇用保険受給資格者証又は同令第 1 9 条第 3 項の雇用保険受給資格通知」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第67号

令和4年12月20日

熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成23年条例第86号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第13号ウ中「）第64条第1項ただし書」を「）第64条第1項第2号」に、「放送法第64条第1項ただし書」を「同号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第68号

令和4年12月20日

熊本市屋外広告物条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市屋外広告物条例の一部を改正する条例

熊本市屋外広告物条例（平成7年条例第73号）の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

- 8 公園、広場その他の規則で定める公共の場所において地域のにぎわい等に資することを目的として開催される行事、催物等（当該場所を最初に利用する日から起算して60日以内に当該場所を最後に利用する日が含まれる行事、催物等であって当該場所を利用する日数が規則で定める日数以内であるものに限る。）において表示し、又は設置する広告物又は掲出物件については、第3条、第5条（第1項第1号（トンネル及び分離帯に係る部分に限る。）及び第3号から第11号までを除く。）及び第6条の規定は、適用しない。ただし、規則で定める基準に適合する広告物又は掲出物件であって規則で定めるところにより当該行事、催物等の主催者と市長との事前の協議を経たものを表示し、又は設置する場合に限る。

附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。

条例第69号

令和4年12月20日

熊本市軌道条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一史

熊本市軌道条例の一部を改正する条例

熊本市軌道条例（平成13年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第4条中「普通乗車券、定期乗車券及び1日乗車券」を「定期乗車券、回数乗車券、1日乗車券及び24時間乗車券」に、「第1項第1号、第2号」を「第1項第2号、第3号」に改める。

第5条第1項第1号ア中「170円」を「180円」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 回数旅客運賃 大人普通旅客運賃から当該運賃の1割以内の額で管理者が定める額を差し引いた額

第5条第1項第6号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 市電の全区間における24時間旅客運賃 大人にあつては1人につき600円以内、小児にあつては1人につき300円以内で管理者が定める額

第7条の見出しを「(特別乗車券)」に改め、同条中「無料乗車券」を「特別乗車券」に改める。

第8条第2項中「第105条第1項」を「第105条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年6月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は公布の日から、第8条第2項の改正規定は道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）附則第1条第4号に定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に発行されている普通乗車券及び定期乗車券に係る運賃については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後に市電を貸切旅客運賃で利用する場合における当該貸切旅客運賃の額は、同日前においても、この条例による改正後の第5条第1項第1号の普通旅客運賃を基準として同項第5号の規定により交通事業管理者が定める額とする。

条例第70号

令和4年12月20日

熊本市職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市職員定数条例の一部を改正する条例

熊本市職員定数条例（昭和24年告示第122号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「3,742人」を「4,000人」に改め、同条第2号中「28人」を「30人」に改め、同条第3号中「22人」を「14人」に改め、同条第4号中「17人」を「20人」に改め、同条第7号中「810人」を「870人」に改め、同条第9号中「150人」を「90人」に改め、同条第10号中「520人」を「420人」に改め、同条第11号中「790人」を「840人」に改める。

第4条中「休職にされた職員及び併任の場合の」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号及び1項を加える。

- (1) 休職にされた職員
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5第1項の自己啓発等休業をしている職員
- (3) 法第26条の6第1項の配偶者同行休業をしている職員
- (4) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員
- (5) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の大学院修学休業をしている職員
- (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定により派遣された職員
- (7) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年条例第34号）第2条第1項の規定により派遣された職員

(8) 公益的法人等への熊本市職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第1号）

第2条第1項の規定により派遣された職員

- 2 併任を命ぜられた職員は、併任を命ぜられる前から任用されている職の属する事務部局の定数にのみ含める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

条 例 第 7 1 号

令和 4 年 1 2 月 2 0 日

熊本市事務分掌条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市事務分掌条例の一部を改正する条例

熊本市事務分掌条例（昭和 4 6 年条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「健康福祉局」を「健康福祉局
こども局」に改める。

第 2 条健康福祉局の項中第 4 号を削り、同項の次に次のように加える。

こども局

こどもに関すること。

第 2 条農水局の項中「農林水産業」を「農業及び水産業」に改め、同条都市建設局の項に次の 2 号を加える。

(6) 緑地及び公園に関すること。

(7) 林務に関すること。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

条例第72号

令和4年12月20日

熊本市長等の給料の特例に関する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市長等の給料の特例に関する条例

(市長及び副市長の給料の特例)

第1条 令和5年1月1日から同年3月31日までの期間(以下「特例期間」という。)における市長及び副市長の給料月額は、熊本市長等の給与に関する条例(昭和31年条例第26号)第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に100分の20(副市長にあつては、100分の10)を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の算出の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。

(教育長の給料の特例)

第2条 特例期間における教育長の給料月額は、熊本市教育長の給与等に関する条例(平成10年条例第17号)第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に100分の20を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の算出の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

条例第73号

令和4年12月20日

熊本市議会の個人情報の保護に関する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市議会の個人情報の保護に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条—第16条）
- 第3章 個人情報ファイル（第17条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示（第18条—第30条）
 - 第2節 訂正（第31条—第37条）
 - 第3節 利用停止（第38条—第43条）
 - 第4節 審査請求（第44条—第46条）
- 第5章 雑則（第47条—第52条）
- 第6章 罰則（第53条—第57条）
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、熊本市議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見

その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）第2条第2号に規定する文書等（以下「文書等」という。）に記録されているものに限る。

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものという。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を

削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、文書等に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱い

に従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（漏えい等の通知）

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- (2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

（利用及び提供の制限）

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (3) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者若しくは消防長、市が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人

情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会局の特定の課又は職員に限るものとする。

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条 第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条 第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条 第2項 第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第38条 第1項 第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定

		に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第 38 条 第 1 項 第 2 号	第 12 条第 1 項及び第 2 項	番号利用法第 19 条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第 13 条 議長は、利用目的のために又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 4 号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第 14 条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第 15 条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第 49 条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該

仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
 - (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
 - (3) 個人情報ファイルの利用目的
 - (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）
 - (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
 - (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - (8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
 - (9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 次に掲げる個人情報ファイル
 - ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 - イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める
個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の
全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及
び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報フ
ァイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しく
は第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個
人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、
当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき
は、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個
人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自
己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下
この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開
示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることが
できる。

(開示請求の手続)

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求
書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている文書等の名称その他の開示請
求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請
求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつ

ては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者(第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職

務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第24条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害す

るおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。た

だし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

- 2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、次に掲げる日数は、当該期間に算入しない。

- (1) 熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条第1項に規定する市の休日の日数
- (2) 第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

- 3 前項の規定により第1項に規定する期間を延長する場合において、当該延長する期間には、同項第1号に掲げる日数は、これを算入する。

（開示決定等の期限の特例）

第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、前条第2項の規定により延長することができる期間の末日までにその全てについて開示決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該末日までに開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

- 2 前条の規定による開示決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がと

もに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定(以下この章において「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書(第45条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録され

ている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があった日から30日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用の負担)

第30条 開示請求に係る手数料は、徴収しない。

- 2 第28条第1項の規定により保有個人情報の開示（閲覧の方法によるものを除く。）を受ける者は、当該開示に要する費用を負担しなければならない。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
- (2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。

（訂正請求の手続）

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第33条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第35条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

- 2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又

は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。

（利用停止請求の手続）

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第40条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成15年条例第11号）第3条に規定する熊本市情報公開・個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下この項及び次条第2号において同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

(適用除外)

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する文書等に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(審議会への諮問)

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例第3条に規定する熊本市情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

(施行の状況の公表)

第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第52条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が

記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 前3条の規定は、市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

規 則

規 則 第 59 号

令和4年12月16日

熊本市営駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市営駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

熊本市営駐車場条例の一部を改正する条例（令和2年条例第9号）の施行期日は、
令和5年1月1日とする。

規則第60号

令和4年12月22日

熊本市公共交通協議会規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市公共交通協議会規則の一部を改正する規則

熊本市公共交通協議会規則（平成25年規則第37号）の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条第5項中「第6条」の次に「から前条まで」を加え、「同条」を「これらの規定」に改め、同条を第9条とする。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（書面審議）

第7条 会長は、緊急の必要があり会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の内容を記載した書面を各委員に送付し、会長が指定する期日までに委員ごとの審議結果を回答させることをもって会議に代えることができる。この場合において、当該期日までに審議結果を回答した委員は、当該期日に会議に出席したものとみなす。

2 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項中「出席委員」とあるのは「会長が指定する期日までに審議結果を回答した委員」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第61号

令和4年12月26日

熊本市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市屋外広告物条例施行規則（平成8年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「第2条第1項に規定する」を「第2条第1号の」に改める。

第11条に次の4項を加える。

8 条例第10条第8項の規則で定める公共の場所とは、次に掲げる場所をいう。

(1) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項の都市公園、くまもと街なか広場その他の地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の公の施設

(2) その他前号に準ずるものとして市長が認める公共の場所

9 条例第10条第8項の規則で定める日数は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) 次に掲げるもののいずれかが主催者として開催する行事、催物等 60日

ア 国

イ 地方公共団体

ウ 公益社団法人又は公益財団法人

エ 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項の組合であつて熊本県内に主たる事務所を有するもの

オ アからエまでに掲げる者が参加する実行委員会

カ 行事、催物等の開催について、ア又はイの協賛、後援、推薦等を受けた団体

キ その他これらに類する団体と市長が認めるもの

(2) 前号に掲げるもの以外のものが主催者として開催する行事、催物等 7日

10 条例第10条第8項ただし書の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 表示面積は、貼り札等にあつては1平方メートル以内、立看板等にあつては2平方メートル以内、広告旗にあつては1面当たり1平方メートル以内、広告幕にあつては20平方メートル以内であること。

(2) 映像装置により表示される広告物又は建築物等に光で投影する方法により表示される広告物の表示時間は、おおむね午前9時から午後10時までであること。ただし、当該行事、催物等が開催される公共の場所の管理者が指示し、又は認めた表示時間があるときは、当該表示時間とする。

(3) 行事、催物等において表示し、又は設置される広告物又は掲出物件について、公衆に対する危害を及ぼさないよう必要な措置が講じられていること。

11 条例第10条第8項ただし書に規定する協議をしようとする行事、催物等の主催者は、当該行事、催物等において広告物が表示され、又は掲出物件が設置される前に、屋外広告物事前協議申出書2通に次に掲げる書類等を添えて市長の指定する事務所に直接持参する方法（これに代わる方法として市長が認めるものを含む。）により協議を求めなければならない。この場合において、当該行事、催物等の開催のために利用しようとする公共の場所（当該行事、催物等の開催のために利用しようとする公共の場所が2以上ある場合にあつては、当該協議に係る広告物が表示され、又は掲出物件が設置される公共の場所のいずれも）の管理者から当該利用に係る許可を受けていないときは、当該許可を受けた後に当該協議を求めなければならない。

(1) 広告物又は掲出物件と開催場所との関係を示した図面

(2) 建築物を利用するものにあつては、広告物又は掲出物件と当該建築物との関係を表示したもの

(3) その他市長が必要と認める書類

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

規則第1号

令和5年1月4日

熊本市市民栄誉賞表彰規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市市民栄誉賞表彰規則

(目的)

第1条 この規則は、市民又は市に縁故の深い者であつて、市民に希望を与え、かつ、市民の誇りとなるべき特に顕著な功績があつたものに対し、熊本市市民栄誉賞（以下「市民栄誉賞」という。）を授与し、これを表彰することにより、その栄誉をたたえることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 市長は、次に掲げる者に対し、市民栄誉賞を授与し、これを表彰することができる。

- (1) スポーツ、学術、文化又は芸術の分野において、特に顕著な功績があつた者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市民栄誉賞の授与に値する特に顕著な功績があつたと市長が認める者

(表彰の方法)

第3条 前条に規定する表彰（以下「表彰」という。）は、表彰状の授与及び記念品の贈呈をすることにより行う。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、随時行う。

(表彰の取消し)

第5条 表彰を受けた者が自己の責めに帰すべき行為により栄誉を著しく失墜させたと認められるときは、市長は、その表彰を取り消すことができる。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が

別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。